

所有している空家、有効活用してみませんか

募集しています！空家

つくば市は、市内の空家を「売りたい・貸したい・買いたい・借りたい」
方々の橋渡しを行う「つくば市空家バンク制度」を実施しています。

つくば市空家バンクの仕組み

空家等の所有者等



売りたい
貸したい

空家バンクに物件登録 市から交渉申込みの通知

利用希望者



買いたい
借りたい

空家バンクに利用登録 市に交渉申込み

つくば市空家バンク

【空家・所有者の登録】【利用希望者の登録】
【情報の公開】【所有者、利用希望者への連絡・調整】



空家バンク
ホームページ

登録空家
の成約率
約7割

媒介の依頼

茨城県宅地建物取引業協会 または 全日本不動産協会茨城県本部

所有者・利用希望者間の連絡調整及び媒介

空家バンクに登録いただくと、「全国版空き家バンク」(LIFULL HOME'S 及び ahome) と「いばらき移住定住ポータルサイト」で物件情報が掲載されます。

※登録およびホームページへの掲載は無料です。(成約時に媒介手数料がかかります。)
※登録できるのは、適切に管理され、原則として人が住める状態の空家とその敷地です。

登録物件
ホームページ



つくば市空家活用補助金が利用できます！

つくば市空家バンクに利用登録して空家バンク登録物件を購入した方には改修工事の補助金、
つくば市空家バンクに物件を登録した方には家財処分の補助金を交付します。
※補助対象の要件を全て満たす必要があります。詳しくは市ホームページでご確認ください。

【改修工事費補助金】

補助額：対象経費の2分の1 上限50万円
補助対象者：空家バンク登録物件の購入者(利用登録者)

【家財処分費補助金】

補助額：対象経費の2分の1 上限10万円
補助対象者：空家バンクに物件を登録した所有者(物件登録者)

■申請期間

2025年5月7日(水)から12月26日(金)まで
※改修工事、家財処分を行う2週間以上前までに申請してください。
※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

■申請方法

改修工事、家財処分を行う前に、住宅政策課に御相談の上、お申込みください。
※申請書の様式等はホームページからダウンロードできます。



空家活用補助金
ホームページ

／参加しませんか／

つくば市空家等無料相談会

市内の空家を所有・管理している方、相続する予定の方、今後自宅が空家になりそうな方などにご利用いただきたい相談会です。宅地建物取引士、司法書士、建築士、市職員が対応します。空家の活用・管理・処分・相続などについて、複数の専門家に相談ができ、客観的なアドバイスが得られますので、ぜひご活用ください。 ※業として空家を管理する方はご参加できません。

■2025年度の空家等無料相談会日程(予定)

次の日程で相談会の開催を予定しています。
参加を希望される場合は、予約が必要です。
会場は、全てつくば市役所となります。

※各回の定員は先着12組です。
※日程は変更または中止となる場合があります。
最新情報は、市ホームページでご確認ください。
※障害のある方で配慮が必要な場合は、事前に住宅政策課までご相談ください。

	実施日	予約期間
第1回	2025年5月17日(土)	4月14日(月)から5月2日(金)まで
第2回	7月26日(土)	6月23日(月)から7月4日(金)まで
第3回	11月8日(土)	10月6日(月)から10月17日(金)まで
第4回	2026年2月28日(土)	1月26日(月)から2月6日(金)まで

■申込方法

まずはお電話にて空き状況をご確認ください。

お電話にて仮予約頂いた後、予約票に必要事項を記入の上、予約期間内に住宅政策課までFAX、Eメールまたは郵送にてご提出ください。

※予約票は市ホームページからダウンロードできます。

無料相談会
ホームページ



つくば市空家等を活用した 地域交流拠点づくり支援補助金のご案内

地域交流拠点の開設を
検討されている団体は
ぜひご利用ください！

市内の空家を改修して地域交流拠点(地域のたまり場、高齢者憩いの広場、みんなの食堂等)として活用する団体に対して、改修費用の一部を補助します。

【対象者】 改修した空家等を地域交流拠点として1年以上継続して活用する区会、NPO法人等の地域団体

【対象となる工事】

- (1)空家等を地域交流拠点として活用するために必要な建築物の改修工事
- (2)つくば市内に本店、支店または営業所がある事業者に請け負わせて行う工事
- (3)申請年度の2月末日までに完了する工事

※その他、適切に管理されていることや耐震性が確保されていること等の要件を全て満たす必要があります。
詳しくは、市ホームページでご確認ください。

■補助金額 改修に係る費用の2分の1(上限額50万円)

■申請期間 2025年5月7日(水)から11月28日(金)まで

※改修工事を行う2週間以上前までに申請してください。

※申請期間内であっても、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

■申請方法 改修工事を行う前に、住宅政策課にご相談の上、お申込みください。

※申請書の様式等は市ホームページからダウンロードできます。



補助金制度
ホームページ